

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 29 年度	次回見直し予定	平成 34 年度
条 例 名		神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例			
条 例 番 号		平成 18 年神奈川県条例第 67 号	法 規 集	第 5 編第 4 章	
所 管 室 課		環境農政局環境部資源循環推進課			
条 例 の 概 要		<p>廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、良好な生活環境を保全することを目的とし、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めている。</p>			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	近年、大規模な不法投棄事案は減少しているものの、小規模な不法投棄は後を絶たない状況である。また、インフラの老朽化に伴う設備更新等による建設系廃棄物の不適正保管の対応等が必要である。これらの課題に対処するために、産業廃棄物の保管場所の届出を義務付けるなど、本条例により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を補完し、引き続き不適正処理対策を推進することが必要である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例では、産業廃棄物の保管場所の届出を義務付けるほか、知事に不適正処理に関する調査等を求めることができることとしている。産業廃棄物の不適正保管量が平成 24 年度比では減少しており、また、近年、大規模な不法投棄等の発生が抑止されているなど、本条例は有効に機能している。			不適正保管の残存件数及び残存量（10t 以上、条例が適用されない横浜市、川崎市、相模原市を除く。） 平成 24 年度 25 件・21,578t 平成 25 年度 25 件・20,606t 平成 26 年度 24 件・13,819t 平成 27 年度 27 件・15,399t 平成 28 年度 28 件・16,086t
効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例に基づく産業廃棄物の保管場所の届出、不適正処理に関する調査等の求め等により、不適正処理に対する早期発見・早期対応が図られているため、本条例は効率的な内容となっている。				

<p>基本方針適合性</p> <p>県政の基本的な方針に適合しているか。</p>	<p>本条例は、「かながわグランドデザイン」（基本構想）の政策分野「エネルギー・環境」の政策の基本方向「循環型社会づくり」に合致するものであり、県政の基本方針に適合している。</p>	
<p>適法性</p> <p>憲法、法令に抵触しないか。</p>	<p>本条例は、良好な生活環境を保全するために、事業者等に産業廃棄物の保管場所の届出を義務付けるほか、県民等が知事に不適正処理に関する調査等を求めることについて規定しているものであり、憲法・法令に抵触しない。</p>	
<p>その他</p>		
<p>見直し結果</p>	<p>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理由等</p> <p>現行条例の運用上の課題はなく、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>